

宇土市告示第109号

宇土市地方就職支援金交付要綱を次のように定める。

令和6年10月1日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 宇土市は、熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の宇土市内への移住を伴う県内就職を支援するため、熊本県（以下「県」という。）と共同して行う熊本県地方就職学生支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、宇土市に移住する見込みの者が、地方就職支援金（以下「支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。支援金の交付については、宇土市補助金等交付規則（昭和49年宇土市規則第18号。以下「規則」という。）、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 支援金の金額は、就職活動に要した1回分の往復交通費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする。ただし、内定企業等から交通費の支給がある場合は、当該金額を差し引いた金額を往復交通費とみなす。

(交付回数)

第3条 一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 支援金の支給対象者は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 県内に所在する企業に就職することが内定していること。ただし、大学の卒業年度の6月1日以降の採用選考（オンラインを除く。）で、大学の卒業年度の10月1日以降の内定に限る。

(イ) 卒業後に(ア)の内定企業に就職し、宇土市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他、県又は宇土市が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 勤務地が県内に限定される社員としての採用であること。

(交付の申請)

第5条 支援金の申請者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、宇土市地方就職支援金交付申請書（様式第1号）、就業先の内定証明書（様式第2号）、交通費の領収書及び本人確認書類に加え、前条第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに宇土市地方就職支援金に係る地方就職支援金の交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(実績報告及び確定通知の特例)

第7条 規則第7条に規定する実績報告については、第5条に規定する交付申請をもって当該実績報告があつたものとみなす。

2 規則第8条に規定する額の確定については、前条に規定する交付決定をもって当該額の確定があつたものとみなす。

(請求及び交付)

第8条 第6条の規定により支援金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに宇土市地方就職学生支援金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」

という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、交付決定者に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 熊本県及び宇土市は、熊本県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、熊本県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合は、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして熊本県及び宇土市が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

次のアからオまでのいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に宇土市に転入しなかった場合

エ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合(退職日から3月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)

オ 宇土市への転入日から3年未満に宇土市以外の市区町村に転出した場合

(2) 半額の返還

宇土市への転入日から3年以上5年以内に宇土市以外の市区町村に転出した場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、熊本県と宇土市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

宇土市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 熊本県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び宇土市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宇土市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に宇土市に転入しなかった場合：全額
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業から 1 年以内に辞した場合（退職から 3 月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
 - (5) 転入日から 3 年未満に宇土市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日から 3 年以上 5 年以内に宇土市以外の市区町村に転出した場合：半額

熊本県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

熊本県及び宇土市は、熊本県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、熊本県及び宇土市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

熊本県及び宇土市は、地方就職支援金の返還事由の該当の有無のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

様式第2号（第5条関係）

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
勤務地に関する 特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 勤務地が県内に限定される社員としての採用であること。

※地方就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内容を承諾し、宇土市地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名 _____

様

宇土市長

宇土市地方就職支援金に係る地方就職支援金の交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった宇土市地方就職支援金については、宇土市地方就職支援金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分 交付 ・ 不交付

（不交付の場合、その理由）

2 補助金交付決定額 金 円

（備考）

1 宇土市は、宇土市地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。

(1)申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2)申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

(3)申請日から 1 年以内に宇土市に転入しなかった場合：全額

(4)申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く。）

(5)宇土市への転入日から 3 年未満で宇土市以外の市区町村に転出した場合：全額

(6)宇土市への転入日から 3 年以上 5 年以内に宇土市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 宇土市は、宇土市地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、熊本県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

年 月 日

宇土市長 様

住所
氏名
電話番号

宇土市地方就職学生支援金交付請求書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定通知のあった宇土市
地方就職学生支援金について、宇土市地方就職支援金交付要綱第8条第1項の規定により、
次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座		
口座番号			
口座名義	フリガナ		

備考

- 振込先の口座は、請求者名義のものに限ります。
- 請求人名義の通帳等、振込先の分かる書類の写しを添付してください。